

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-28
処分の種類	指定完成検査機関の取消し等			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第58条の30			
処分の概要	指定完成検査機関が、規定に違反しているときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務を全部若しくは一部の停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				